

障害者控除 おむつ代の医療費控除

問い合わせ 保険介護課 ☎02144

障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、市内に居住している65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると福祉事務所長が認定した方は、所得税などの申告で障害者控除の対象になります。

おむつ代の医療費控除

おむつ代を医療費控除として申告している方のうち、おむつを使用している方が2年目以降も要介護認定を受けている場合は、医師のおむつ使用証明がなくても、おむつの医療費控除に必要な確認書が交付できる場合があります。

いずれも、申請は保険介護課で受け付けています。

注意 還付金詐欺にご注意ください

問い合わせ 保険介護課 ☎02141
大竹警察署 ☎030110

還付金詐欺とは

最近、国や県、市の職員、銀行員などをかたり、「高額医療費や保険料などの払い戻しがあります。すぐに手続きをしてください」と催促する不審電話が高齢者を対象に多発しています。

また、これらの電話に従って金融機関のATMを操作し、実際にお金を振り込んでしまったという方が後を絶ちません。

詐欺に合わないために

どのような事情があっても、第三者が医療費や保険料などの還付について、キャッシュカードを使って手続きを行うような指示をしたり、暗証番号を聞いたりすることは絶対にありません。このような不審電話がかかったときは「詐欺だ」と思ってください。そして、決して1人で考えて行動をしないようにしてください。相手が何課の何係の誰かなど、相手の情報を詳しく聞いてから電話を切り、市役所の保険介護課か大竹警察署に電話して相談してください。

公的年金などを受給している方へ
～年金所得者の確定申告不要制度～
公的年金などの収入金額が400万

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額の合計が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。なお、公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額の合計が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

所得税 &
復興特別
所得税

申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)
確定申告を忘れずに

問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829321217

所得税および復興特別所得税申告受付日程

と き			受付会場
2月	16(月)	9時～17時	○廿日市税務署 (廿日市新宮1丁目15番40号) ※ 受付は8時30分から16時
}			
3月	16(月)	9時～17時	○「NTTクレドホール」 基町クレド・パセーラ11階 (広島市中区基町6番78号) ※ 受付は9時から16時

- ※ 土・日曜日は税務署の閉庁日であり、相談および窓口での申告書の受付は行っていません。
- ※ NTTクレドホールでは現金納付の受付は行っていませんので、申告相談時に納付書を受け取り、お近くの金融機関で納付してください。
- ※ 来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

確定申告書等作成コーナー をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書等は…



※ 電子証明書、ICカードリーダーライターをお持ちの方は、e-Taxで送信することもできます。

「確定申告作成コーナー」 を利用すると…

- ①住基カード不要!
- ②24時間利用可能!
- ③計算誤りなし!
- ④郵送なら待ち時間なし!

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別税・
贈与税 3月16日(月)
消費税及び地方消費税
(個人事業者) 3月31日(火)